

○農林水産省令第 号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第二項第七号及び第四十五条第一項の規定に基づき、種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令

（種苗法施行規則の一部改正）

第一条 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
(登録料の額等) 第十九条 法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。 <table> <tr> <th>各年の区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>第一年から第九年まで</td><td>毎年 四千五百円</td></tr> <tr> <td>第十年から第四十年まで</td><td>毎年 三万円</td></tr> </table> 2 ～ 9 (略)	各年の区分	金額	第一年から第九年まで	毎年 四千五百円	第十年から第四十年まで	毎年 三万円	(登録料の額等) 第十九条 法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。 <table> <tr> <th>各年の区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>第一年から第九年まで</td><td>毎年 四千五百円</td></tr> <tr> <td>第十年から第三十年まで</td><td>毎年 三万円</td></tr> </table> 2 ～ 9 (略)	各年の区分	金額	第一年から第九年まで	毎年 四千五百円	第十年から第三十年まで	毎年 三万円
各年の区分	金額												
第一年から第九年まで	毎年 四千五百円												
第十年から第四十年まで	毎年 三万円												
各年の区分	金額												
第一年から第九年まで	毎年 四千五百円												
第十年から第三十年まで	毎年 三万円												

(品種登録規則の一部改正)

第二条 品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

26年	27年	28年	29年	30年

を

「

26年	27年	28年	29年	30年
31年	32年	33年	34年	35年
36年	37年	38年	39年	40年

に改める。」

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(令和二年改正法附則第五条に規定する登録料の第三十一年以降の各年分の額)

- 2 種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十四号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた登録料の額は、第三十一年から第四十年までについては、毎年三万六千円とする。

